

### 第3回世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

令和5年12月27日（水）午前9：30～

▽場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 大会議室

▽出席委員

加藤（悦）会長、久保田副会長、猪熊委員、米原委員、林委員、半田委員、西委員、高橋委員、三瓶委員、加藤（剛）委員、小嶋委員、石井委員、川浪委員、奥村委員、安藤委員、橋本委員

▽欠席委員

佐藤委員、金子（貴）委員、金子（永）委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、寺西児童課長、渡邊（児童施策推進担当）副参事、瀬川子ども家庭課長、木田児童支援課長、松岡保育認定・調整課長、小林（保育の質）副参事、大里（保育の質）副参事、宮川障害施策推進課長、宮本健康推進課長、井元（学校経営・教育支援担当）副参事、河島児童相談所長、藤原子ども家庭支援課長

▽資 料

- ・資料1 特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について
- ・資料1別紙 令和6年4月以降定員変更・廃止予定施設
- ・資料2 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について
- ・資料3 子どもの権利部会の検討状況について
- ・資料4 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会の検討状況について
- ・資料5 ファミリー・アテンダント事業の実施について
- ・資料6 世田谷区おでかけひろば整備・運営事業者の決定について
- ・資料7 「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づく保育施設等における在宅子育て支援の取組みの拡充について
- ・資料8 小学生・中学生アンケート結果（速報値）について
- ・資料9 利用者支援事業ひろば型基本事業（世田谷地域）の事業者変更について（情報提供）

- ・資料 10 バースデーサポート事業の実施状況について
- ・資料 11 世田谷区出産・子育て応援事業の実施状況について
- ・資料 12 両親学級の実施状況について

## ▽議事

嶋津課長

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和5年度第3回子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

議事に入るまでの間、事務局として進行させていただきます子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますけれども、Z o o mを併用して開催しております。御協力をよろしくお願いいたします。あちらのスクリーンで御確認いただければと思います。本日、オンライン、Z o o mでの参加者が加藤剛委員、川浪委員、高橋委員ということで聞いております。今、高橋委員に入っていたいておりますけれども、この後、ちょっと遅れているようですが、加藤剛委員と川浪委員が入っていただけるかと思えます。また、本日、佐藤委員、金子貴昭委員、金子永美子委員より、本日都合により欠席という御連絡をいただいております。

なお、資料は各委員の机の上に、次第以下、資料1から資料12を配付しております。オンラインの方は事前にメールでお送りしてありますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

本日、審議案件が2件、報告案件が6件と、ちょっと多い案件でございます。また、いろいろ時間の関係もございまして、配付資料としてさらに4件、資料9から資料12として新たな事業の進捗状況等をまとめたものを配付しております。配付資料につきましては、本日の説明はございませんが、後ほど御確認いただければと思います。

なお、事務連絡でございますが、次第の2の報告(4)世田谷区おでかけひろば整備・運営事業者の決定についての資料6でございますけれども、本日差し替えをさせていただきたいと思ひまして、差し替えを机の上に別途配付しております。オンラインの方は、申し訳ございません。この後、メールでデータをお送りいたしますので、そちらを御確認いただければと思います。

それでは、本日も録音、録画させていただきますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願いいたします。

では、開会に当たりまして子ども・若者部長の松本より御挨拶をさせていただきます。では、松本部長、お願いします。

松本部長

皆さん、おはようございます。子ども・若者部長の松本です。

本日は、年末の本当に大変お忙しい中、27日と、もう本当に年が終わってしまうようなぎりぎりのところで開催させていただきましたにもか

かわらず、多くの皆さんに御出席いただきまして誠にありがとうございます。

現在、令和7年度からの（仮称）子ども・若者総合計画（第3期）の策定、それから、子ども条例の改正に向けた議論を各部会のほうで進めていただいております。部会の委員の皆様におかれましては、この間、活発な御議論をいただきましてありがとうございます。あわせて、小中学生、それから高校生世代、若者への各種調査、子ども・青少年会議等を実施しまして、子ども・若者間の意見聴取を行っているところです。一部の委員の皆様には子どもへのヒアリングに直接御協力いただきまして、重ねて感謝を申し上げます。今年度、来年度と密に検討を進めていく必要がございますので、委員の皆様には引き続きお力添えをよろしくお願いいたします。

本日の子ども・子育て会議ですけれども、審議案件が2つ、報告案件が6つということになっております。限られた時間の中となりますけれども、活発な御議論をいただければと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

嶋津課長

ありがとうございました。

それでは、今後の議事につきましては、早速でございますけれども、加藤会長に進行をお願いしたいと思います。では、加藤会長、よろしくお願いいたします。

加藤（悦）会長

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。議事内容が今日はたくさんありますので、早速入りたいと思います。

議事、(1)の特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定についてということで、事務局から報告をお願いいたします。

事務局

おはようございます。保育課保育計画・再整備担当、渡部より御報告いたします。

それでは、資料1を御覧ください。特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について御説明いたします。

本件は、子ども・子育て支援法に基づき、保育施設における利用定員の設定について子ども・子育て会議の御意見を伺うものでございます。

利用定員の設定の考え方につきましては、資料中段の※印に記載のとおりですが、認可定員の範囲内で区が定めることとなっております。なお、世田谷区では、利用定員と認可定員は同一の設定となっております。

おめくりいただき、別紙1を御覧ください。字がちょっと小さくて大変恐縮なんですけれども、地域別の定員設定の一覧でございます。表、

左の欄に区立、私立の種別や園名を記載し、右の欄に現在の定員数、令和6年4月の定員数、その増減を記載してございます。

おめくりいただきまして、2ページ目の一番下でございますが、こちらに区内施設の増減の総計を記載しております。現在、就学前人口が年間で1,000人ずつ減少しております、4月時点での欠員が多く生じている状況を踏まえまして、区全体として1号認定が30人の減、2号認定3号認定が合わせて47人の減となっております。各施設の増減は記載のとおりでございます。

御説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

多くが定員減に関わる内容だと思いますけれども、ただいま事務局から説明をしていただきました件について、御意見、御質問などがありましたらお願いいたします。

委員

質問なんですけど、これは4月の時点ということの数字でよろしいでしょうか。

事務局

これは令和6年4月、今度の4月時点の定員数の予定ということでございます。

委員

人数、マイナスの数字は、今現在のということですか。

事務局

先ほど御説明した資料の右の欄のちょうど真ん中あたりが現在の利用定員ということで、これが今現在のものがございます。次の確認というのが今度の令和6年4月時点の予定数で、一番右の欄がその増減ということで、全てではないんですけども、総計しますと47人の減と2号、3号はなっている状況でございます。予定ということです。

委員

なるほど。予定ですね。そうすると、今現在埋まっているか、埋まっていないかの数字はないですね。

事務局

そうですね。この数字上は、各施設で埋まっている、埋まっていないの数字は、記載はございません。

委員

現在、保育園に入れなくて困っている御家庭が結構いらっしゃいます。0歳児にしても、4、5、6月ぐらいまでは定員割れをしていることが多いんですけども、その後は埋まってしまいますし、4月の時点での待機児童は今年は10何名出ましたが、ずっとゼロが最近続いておりましたが、実際は4月から、待機児童という形かどうかわからないんですけども、保育園に入れなくて困っている御家庭に私たちは日々接している仕事をしているんですけども、定員が割れているのはやっぱり一時期であって、入れるか入れないかは、転入者とか転園者という方たちにとってはすごく大切なことなので、これが減ってしまうとさらにま

た入れる御家庭が減るなというふうに感じました。

それができるかどうかは分からないんですけども、認可保育園でも区立の場合は、定員が割れた場合にはそれなりの補償というか手当があると伺っているんですけども、私立でしたり認証保育園だったり、そういうところは定員が割れた分はかなり大きいんです。1か月、2か月、割れた分だけでも、その分、保育士を用意しているの、その人件費が赤字として出ていくので、砧地域に限っては認証保育園がどんどん潰れて撤退しているという状況があります。認可保育園に途中で入れなかった人たちの受皿さえもなくなっているという状況が続いているので、ちょっとこれはどうかなというふうには思いました。

加藤（悦）会長　今回、区立保育園と私立の認可保育園が多く含まれているわけですが、今回の定員減を認めることによって、保育所利用の制約というところにつながる可能性というのはございますでしょうか。

事務局　就学前人口が1月から年間でやはり1,000人ずつ、これは平成29年頃からです。28年度までは1,000人ずつ増えていたんですけども、29、30年度ぐらいが横ばいで、そこから1,000人減少している状況で、今御質問にもありました4月時点の各施設の欠員数が1,000人近く出ている、1,300人ぐらい全体で出ている状況なんです。それが0歳に特に集中しておりまして、0歳については300人近く、297人でしたか、4月で欠員が今出ている状況です。

各施設、経営支援という点からも、なかなか過剰な定員については減をしていかなければいけない。一方で、入園申込者数は、就学前人口が減少している中でも横ばいではあるので、一定数の保育需要はございます。ただ、それが地域ごとに多少需要の偏在がございまして、園がいっぱいあるところ、園があまりないところというバランスを見ながら、私立はなかなかこちらでコントロールがしづらい部分はあるんですけども、区立については、そういった複数年の需要の傾向等を見ておりますので、待機児童が出るか出ないかぎりぎりのところであるんですけども、私立の経営支援という点からも、定員減についてはバランスを見ながら検討しているところでございます。

加藤（悦）会長　そうしますと、今回定員減が多いところとしては玉川地区になりますか。今、〇〇委員が危惧されている部分に関して、しっかり対応していただける形になればいいんですけども、いかがでしょうか。地区ごとに定員を認めていく形になると思いますので、地域によってかなり、待機児とか入りづらさといった部分に関しては差があると思いますけれども、今回この案件を認めることによって、〇〇委員がおっしゃってい

た危惧に対してどうかというところがちょっと判断の基準になってくるんですけれども、いかがでしょうか。

事務局

必ず待機児童が大丈夫ですとは言いつらいんですけれども、そういったバランスを複数年、単年度で出てきたものを単純に、じゃ、引きましようというわけではないので、特に区立ですけれども、全体的なバランスで判断をしていますので、先ほど申し上げた就学前人口の減少を踏まえますと、これぐらいの減であればやむを得ないというふうに事務局側は考えているところでございます。

加藤（悦）会長

〇〇委員、いかがですか。よろしいですか。

ほかに御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

委員

すみません。お疲れさまです。

多分、保育園のほうも、今、0歳が集まらないとか、何かいろいろそういう話も聞いているので、調整がなかなか難しいという話も聞いたりしているので、こういう変更があるのは仕方ないことなのかなというふうにも思うんですけれども、ちょっと幾つか。

世田谷地域の天使の詩保育園、若山学園がやっているところですがけれども、ここの増減がちょっと分からない。これは2号認定が1名減って、0歳が9から3になるということは6名減るということですか。その減が、右側のところに行くと随分減っていると思うんですが、マイナス6になっていない。利用定員減、これは9なのか。6じゃない。3じゃなくて9なんです。

事務局

9のままです。

委員

なるほど。これで、3号認定が1人減っているということなんです。2号、3号が減っているということですね。

事務局

2号認定が38から37名に1名減で、3号認定の0は横ばいです。

委員

はい。そういう意味が、ようやく分かりました。それで見ていくと、多分大丈夫だなと思います。

事務局

すみません。ちょっと字が小さい上にかすれていて、見づらくて申し訳ございません。

委員

ありがとうございます。そのほかは特に大丈夫です。

委員

〇〇委員からのお話を伺っていて、今からこれを審議して認めるということになると、その変更の妥当性を判断する基準というものが、今、僕の中には持ておらず、どのようにこの変更が妥当なのかを判断すればいいかということをととても悩んでいるんですけれども、これを見るそのポイントというのか、何ゆえにこうやって減っていて、それを認めていいのかというところを、就学前の人数が減っていて、事務局の中でそ

の妥当性を判断したからこの人数にしたということは分かって、それを信頼して承認ということでもいいのかどうかというところがちょっと分からないので、もう少し我々が判断することができる材料を御提供いただけるとありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

事務局 分かりました。ありがとうございます。今、ちょっと手元にないので、後ほどでも大丈夫ですか。

加藤（悦）会長 今日……。

事務局 例えばどういったものがあると……。

嶋津課長 すみません。今の御質問で、こちらのほうは、例年こういった形で事務局のほうでこういう判断をさせてもらって、おおむねこういった御質問をいただきながら承認という形式を取ってきていたところがあるんですけども、今、さらにもう少し踏み込んだ形で、もう少し詳細の部分での判断材料となるものについて、今御質問いただいたんですが、それは少しお時間をいただかないと今すぐ出てこないで、この案件を今日の午前中の最後の時間に回させていただいて、その間に資料を確認しながら、御説明できる状況ができるかどうかも含めて、ちょっと今お時間をいただければと思いますので、この案件を最後にもう1回させていただきたいということをお願いしたいと思います。

加藤（悦）会長 それでは、よろしく願いいたします。

続きまして、議事の(2)世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 保育課保育育成支援担当の浅野と申します。私から世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

1の主旨ですが、平成27年度に家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業が制度化された際、0から2歳児を預かる小規模な保育事業であることを踏まえ、国の省令において、連携施設の確保が経過措置期間を設けた上で定められました。経過措置期間は令和6年度末まで延長されております。

連携施設が担う連携項目には、相談・助言等の支援、代替保育の提供、卒後の受皿の3項目がございます。令和2年4月の省令改正におきまして、自治体が利用調整に当たって、家庭的保育事業等の利用乳幼児を優先的に取り扱う等必要な措置を講じている場合には、卒後の受皿に係る連携施設の設定義務を免除する旨の規定が追加をされました。

区では、これまで連携施設の設定を推進してきたことから、当時の省令改正に合わせた区条例の改正を行ってきませんでした。しかし、全ての家庭的保育事業等に連携施設を設定することが困難であることに加え、無理に連携施設を設定するよりも、進級先を自由に選んでもらうほうが保護者のニーズに合致をしていること、また、進級先のない低年齢児認可保育園との公平性の観点からも、進級先のない2歳児クラスの卒園児に保育の調整指数の加点を行う現状の方法を継続し、卒後の受皿への対策としていきたいと考えております。

そのため、令和7年4月に向けて、卒後の受皿に係る連携施設の設定免除を適用できるよう、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正を令和6年第1回の区議会定例会に提案をするものでございます。

2の改正内容ですが、条例第7条に第2項を追加し、卒後の受皿に係る連携施設の確保を要さないこととすることができる規定を設けるものです。

3、改正案として、4ページ以降に別紙として新旧対照表の案をつけておりますので、こちらは後ほど御確認いただければと思います。

4、施行予定日ですが、令和7年4月1日を予定しております。

それでは、裏面を御覧ください。

5、その他でございますが、卒後の受皿以外の連携項目の対応状況についてですが、相談・助言等の支援は連携先の市立保育園または近隣の区立保育園の支援により、代替保育の提供は法人内の私立保育園の支援により、対応できております。ただし、代替保育の提供のうち、法人の規模が小規模であるなど対応が困難となる園については、緊急時に限定した措置として区立保育園での代替保育の実施を検討してまいります。

6、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

3ページの参考資料を御覧ください。今回の改正に至る背景について簡単に御説明いたします。

(1)連携施設設定の状況ですが、区内には家庭的保育事業等が計29事業ございますが、卒後の受皿に係る連携施設が設定できているのは9事業にとどまっております。

(2)入園選考の状況ですが、区では、待機児童対策や認可外保育施設の移行支援として、進級先のない0から2歳の低年齢児認可保育園を数多く整備してきました。2歳児クラスの定員数は、連携施設のない地域型保育事業が94人なのに対し、進級先のない低年齢児認可保育園は159人となっております。これら施設の卒園児に対しては、再度の入園申込み

に当たって優先的に取り扱う措置として、保育の調整指数に20点の加点が行われております。近年の入園選考では、特定園のみ希望といったケースを除き、当該加対象となったほぼ全員が進級先を確保できており、結果的に4月時点で3歳児クラスに200人以上の欠員が生じております。

(3)連携施設設定の課題ですが、1点目、近隣に連携先となる3歳児入園可能枠のある認可保育園が不足をしていること。新規整備を止めており、新たに入園可能枠をつくることは困難であること。

2点目、遠方の施設に無理に連携施設を設定することは、かえって保護者に選ばれない園となるなど逆効果であること。

3点目、連携先に進級しなかった場合や、進級後に自宅に近い園に転園した場合、連携先の3歳児が欠員となることから、連携先の理解を得ることが難しいこと。

4点目、連携施設以外への園への進級は転園の扱いとなりプラス20点の加点が受けられないが、自由に進級先を選びたいと考える保護者もいること。

5点目、法人格が異なると保育理念の違い等から連携が難しいこと。

6点目、2歳児時点で再度入園申込みが必要である低年齢児認可保育園の卒園時の進級先確保の問題が引き続き残ってしまうこと。

こうしたことから近隣に適切な連携施設を設定することは難しい現状があり、また、無理に連携施設を設定することは増加傾向にある地域型保育事業の欠員に拍車をかけるおそれもあると考えております。

御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

家庭的保育事業は、0から2歳児を受け入れているわけですがけれども、その後の家庭的保育事業を卒園した子たちの受皿も含めた形での連携施設の設定を区は推進してきたわけですがけれども、今御説明いただいた太字の部分ですね。これまで連携施設に取り組んできた中での幾つかの課題が出てきたということ。さらには、1枚目の裏面のところに連携施設をなくした場合にも相談・助言等の支援とか代替保育の提供も含めた形での対応策を実施していくということで、今回の改正案の話に至ったということです。それでは、御意見、御質問等ある方、よろしく願いいたします。

委員

幾つかあるんですけども、今回、3ページ目の改正の背景のところ、小規模のところとか家庭的保育事業等というふうにとまとめたところで29事業あるうちの卒後の受皿に係る連携施設が設定できているのは

9事業にとどまっているということが書かれているのですけれども、ということは、そもそも今条例が守り切れていないという状態なのかということが1つ。

それから、これは、どちら側から出てきた意見なのか。家庭的保育事業さんのほうから、やっぱりこれはもう、要は連携施設をつくれなから無理という形なのか、それとも、ほかの3歳以降の認可保育所さんから、いやいや、もう連携するのが無理というふうになっているからの話なのかということが2点目。

それと、この3ページ目の一番下に低年齢児認可保育園と書かれているんですけれども、では、この低年齢児認可保育園については卒後の受皿というのは例えば条例等で確保されていないのかという今の状況です。

その3つをちょっと今知りたいなと思うんですけれども、よろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございます。

まず、御質問の1点目でございますが、条例のほう、国の省令もそうなんですけれども、経過措置期間というのが設けられていまして、令和6年度末まではこの連携施設については確保しないことができるというふうになっております。その経過措置期間が終了するに当たって何とかしなければいけないというのが今回の件でございます。

2点目の質問にもつながるんですが、事業者からなのか、それとも連携先側なのか、それとも区なのかというところを考えると、まず1つは、令和6年度末の経過措置期間が満了してしまうと、現状、その連携施設を設定できていないという状態が条例違反になってしまうので、そうならないように措置を講じなければいけない。実際に連携施設を確保しようとしても、事業者としてもやっぱり難しいし、3歳以上となる連携先についても欠員の原因になってしまったらということで断られてしまったりと、三方からなかなか進まない状況がございます。

3点目の低年齢児認可保育園につきましては、地域型保育事業ではございませんので、条例等で連携施設の設定というのは特に設けられておりません。

委員

ありがとうございました。とすると、令和6年までの期間を見据えて、三者合意というか、みんな取りあえずこれをやめたいということなので、やめたほうがいいんじゃないかという形になるのでしょうか。

事務局

現状、事業者間で連携先、連携元がそれぞれ合意をして連携施設を設定しているというものについては、それは合意あつてのことですので、

特にやめようというお話はなくて、連携施設を設定していくということがやっぱり本則ではあるので、今後もそういう機会があれば設定は推進していく形になると思うんです。ただ、現状、設定できていないところについて、無理に設定する必要はないということで免除の規定を設けるという趣旨でございます。

委員                   この3ページ目の◇印の3つ目に、「結果的に幼稚園への進級等により連携先に進級しなかった場合」と書かれているんですけども、この連携先というところには幼稚園を含めたらどうなのでしょう。そういうことは今までやってきていないのかもしれないですけども、幼稚園との関係でいうと、そういうことは今まではしていないということでしょうか。

事務局                そうですね。幼稚園に連携するというのが、まず幼稚園側の理解が得られるかということが1つあるのと、あとは、実際に保護者が、0から2歳までは保育園に通っていて、その後、3歳に幼稚園に通うということについて、やはり預かり保育等があるといっても、保育時間だったりとか利用者負担だったりとかの部分で必ずしも全ての保護者の方がそういうものを希望されなかったとなると、結果的にそれが幼稚園に連携して進級するんですという前提となる地域型保育事業の欠員につながってしまうというような弊害もありまして、今、幼稚園との連携というのはしていない状況です。

委員                   とすると、そんなに人数的にいないのであれば、これだって幼稚園に行っちゃうので何かその枠が空くというふうになるところで、ちょっと幼稚園さんからの意見とかもありそうだなという気もするんですが、そこは少し、もしかしたら書き方として考慮したほうがいいのかという気もしています。ありがとうございました。

委員                   3ページを読ませていただいたところ、連携施設が設定されている場合は転園とかを希望、連携以外のところに行くとか加点がなくなっちゃうという話があったんですけども、これは、やめられちゃうといろいろな弊害があるということがここにいろいろ書いてあると思うんです。その連携施設の方も、ここに書いてあるような諸事情があって、やむを得ず移らざるを得ないという方がいると思うんですけども、そういう場合にも加点をやめてしまうというのは問題があったりということはないのかなとちょっと思ったんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局                現状としましては、連携先があるということは進級が確保されているということになりますので、例えば通常の0から5歳までの認可保育園

に入っているお子さんも2歳から3歳は自動的に進級していく形になるので、扱いとしてはそれと同じ考え方になっております。ですので、別の園に行くという場合は、0から5歳の園の方が2歳から3歳で園を変えるのと同じで転園という扱いになりますので、この転園扱いになる場合のポイント、調整指数は加点をされるんですが、プラスの20という点数については完全に進級先がないという場合に適用されますので、こちらのほうは適用されないという形になります。

委員 ありがとうございます。ちなみに、それは最初に入所するときにそこは説明があつてということなんですか。であれば問題ないと思うんですけども。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

委員 ありがとうございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

それでは、この件についてはお認めいただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に移りたいと思います。

次は報告事項に入りますけれども、資料の3の子どもの権利部会の検討状況についてということで、事務局より説明をお願いします。

鳴津課長 それでは報告事項、子どもの権利部会の検討状況ということで資料3を御覧ください。現時点の子ども条例改正に向けた検討状況といった内容を御説明いたします。

1の検討内容、2の検討体制及び委員については記載のとおりとなっております。特に検討体制につきましては、子ども・青少年協議会と役割負担をしまして、今、議論を進めているところでございます。

続きまして、次のページでございます。3の開催状況は、第1回を9月に開催いたしまして、以降毎月開催しており、現在第4回まで終了しているといったものでございます。

4の検討状況ですが、第1回、第2回で、昨年度、令和4年度の子どもの権利部会での議論の内容を踏まえた報告書の提言をいただきましたので、それを基に議論の整理をしたところです。第3回で子ども・青少年協議会小委員会と合同開催をいたしまして、小委員会の委員の皆様との議論を行ったというものです。第4回が、こちらの合同開催の内容も踏まえまして、今後、子ども・子育て会議から区長への答申といった形に報告書をまとめていくようになりますので、その答申をイメージした資料の構成といった形でまた議論を進めているものでございます。

5の今後のスケジュールでございますが、第5回、年明け、1月11日

に開催いたします。第6回を1月31日、こちらは、子ども・青少年協議会小委員会との2回目の合同開催ということで、ここでおおむねの答申案をまとめて、第7回、2月の開催で答申の完成版を目指していく。そのようなスケジュールで今考えております。

続きまして、資料3-1を御覧ください。子ども条例の改正イメージといった資料です。

まず、基本となる考え方としまして、今回、条例改正をして何を指すのかといった視点から進めております。こちらは記載のとおりでございますけれども、子ども条例を改正し、今後何をなし得たいのか、このあたりをずっと委員の皆さんから議論いただいた内容を盛り込んでいきます。区は、これまで子どもの権利条約に掲げる理念の下、条例に基づき、子どもが健やかに育つことのできるまちの実現を目指し、子どもの人権擁護機関、せたがやホッとこどもサポート（せたホッと）の設置や子ども・子育て応援都市宣言の発布ですとか、児童相談所の設置を行うなど、子ども・子育てに係る支援を進めてきました。しかしながら、児童虐待、いじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている状況があるというものです。

条例改正から20年が経過しまして、子どもを取り巻く状況、子ども政策の多様化が進む一方であり、そうした中でも子どもの最善の利益を考え、区は子どもの最大の応援団であるべきといった理念の下、たとえ区長とかが変わっても、区の組織体制が変わっても、子どもにとっての最善の利益を保障するというところで、その理念を継承していくために子ども条例の改正を目指しているというものです。

子どもを主語として、子どもの権利を保障していく文化と社会をつくっていくことを目指す。区民や事業者が子育てや支援等で悩んだ際に、最終的なよりどころ、立ち返る原点となるよう、計画立案や施策を実施していくといった上で大事にしなければならないと基本的なことを定めていきたい、そういう内容でございます。

章立てにつきましては、こちらも記載のとおり案で考えておりますが、まずは前文、第1章総則において、子どもが権利の主体であること、条例改正の理由とか目標、そして言葉の定義をしっかりと整えていきたい。第2章子どもの権利の保障では、保障すべき子どもの権利についてしっかりと明文化していく。第3章基本となる政策を盛り込んでいく。第4章地域の取り組みでは、大人が果たしていく役割、政策についてきちんと明記していきたい。第5章子どもの人権擁護については、現在の子ども条例の、ここは、いわゆるせたホッとに係る部分の条文が今も入っ

ているところでございますけれども、そういった内容を継承しながら、ここは考えていく。第6章推進体制 推進計画、評価検証、子どもの権利を保障するための体制、あと広報、普及啓発等も含めて、きっちり明記していくといったことを考えております。

続きまして、資料3-2を御覧ください。こちらが実際答申をイメージして作り始めた資料でございます。

子ども条例改正について（答申）のたたき台のたたき台みたいなものでございますけれども、こちらは、資料3-1の内容を実際に整えた上で区長に提出するといった答申の形をイメージしているものです。今後も引き続き、世田谷区子ども・青少年協議会での議論も踏まえながら、子どもの権利部会で議論をしっかりと深めていきながら、現時点でのたたき台を今お示ししているところでございます。

資料の中の下線部分が主に子ども・青少年協議会小委員会の若者委員から意見がいろいろ出ている部分、そういった内容を反映しておりますので、また後ほど見ていただければと思います。

続きまして、資料3-3を御覧ください。子ども・若者の意見表明と施策への意見反映・フィードバックのプロセスといった資料です。

子ども・若者の意見表明につきましては、様々な場面、方法があるべきと考えておりますが、今年度は大きく分けてこの4点を今実施しております。

左上から、小中学生アンケート・若者調査です。後ほど、小中学生アンケートにつきましては、本日の報告案件6番目で詳細の御説明をいたしますので、こちらはちょっと飛ばさせていただきます。

右の子ども・若者ヒアリングは、若者施設のヒアリングのほかに、日本語が母国語でない子どもですとか障害のある子について、本当にこの年末のお忙しい中に子ども・子育て会議の委員の皆様のお協力もいただきながら、まさしく今実施しているところでございます。ヒアリングに御協力いただいている皆様には、本当に感謝申し上げます。ヒアリング結果につきましては、12月18日から始めていまして、本日もこの後、委員の皆様と訪問する機会もございまして、現在進行中といったこともございます。今後、集計作業等を行って、改めてこちらにまた御報告する予定でございます。

続きまして、右下の子ども・青少年会議につきましては、次のスライド、7ページ以降で説明いたしますけれども、子どもたちに集まってもらって話し合いをしてもらう場所ということで設置しております。

次に、その左です。せたがや子ども・若者の声ポストということで、

これはインターネットアンケートということで実施しております。こちらについては、1枚めくっていただいて、2ページ目を御覧ください。

今年度新たに子ども・若者の声とともにつくるページを開設いたしまして、せたがや子ども・若者の声ポストということでインターネットアンケートを実施しております。紙でお送りした事前の小中学生アンケートの対象にならなかつたりですとか、子ども・青少年会議といったものに出席できなかった子ども・若者からも、意見が聴取できるようにということで取り組んだものでございます。今回は主に子どもの権利に関することに限定して、たしか五、六問ですけれども、約20日間という短い期間ではあったんですが、それでも100件は超えるほどの回答をいただいております。

こちらの具体的な回答内容3ページから6ページ、これも今回間に合いましたので速報値という形でつけておりますけれども、こういった声をいただいているということで、後で見ただけだと思います。

少し飛びまして、7ページを御覧ください。先ほどちょっと触れました子ども・青少年会議についての御説明です。こちらは、実際に子どもたちに会場に集まってもらう会議体ということで、今後継続的に地域で実施していくために、今回モデル的に実施した、取り組んだものでございます。

続いて、8ページに設置の背景が出ております。こちらも御覧いただければと思います。

続きまして、9ページに全体構成という形で載せております。9ページに記載のとおり、今年度は全体で4回の開催を予定しております。これまで第3回まで終了しておりますが、小学生から高校生世代ということで対象者を絞っております。第4回が今度の1月にありますけれども、最終回になります。ここで最終的に子ども条例、子ども計画に反映していきたい子どもの意見を子どもたち自身にまとめてもらって、その場で区長に報告するというようなシチュエーションを今考えているという予定でございます。

10ページはチラシとか内容です。

11ページを御覧ください。第1回目、第2回目で、子どもたちからどんな話が出たのかということで、その様子をワードクラウドといった形で記載しております。たくさん出た言葉ほど大きく表示されるというものなんですけれども、子どもたちの関心事など、こういった中で、第1回、第2回でどんな言葉が多かったのかなということが見えてくるかと思えます。

続きまして、資料3-4につきましては、現在の世田谷区子ども条例を参考につけております。後ほど必要に応じて御確認いただければと思います。

資料3についての事務局からの説明は以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。子ども条例改正に向けた子どもの権利部会の検討状況ということで、現在検討している内容と、あと子ども・若者の声をしっかりと聞いてそれを反映させていこうということで、子どもや若者に対する様々な青少協の取組も含めて御説明いただきました。

それでは、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

よろしいですか。ここの半数の委員がこの部会に参加いただいているわけですけれども、よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。本件については以上とします。

次に、報告(2)の資料4、児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会の検討状況についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

子ども・若者部副参事、渡邊でございます。私から児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会の検討状況について、資料4に基づいて御報告させていただきます。

本件につきましては、第1回目の子ども・子育て会議で区民委員から委員の募集という形でお願いをさせていただきましたが、地域における放課後の子どもの居場所づくり検討という形で御説明をさせていただいておりました。その時の検討会の名称を変えまして、「児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会」という形にさせていただいております。

区において、放課後の子どもの居場所づくりについては、国のこどもの居場所づくりに関する指針というものが12月22日に公表されましたけれども、こうしたものを勘案して、今後策定予定の子ども・若者総合計画（第3期）に必要な内容として盛り込んでいきたいと考えているものになります。

身近な地区の子どもの見守りネットワークの構築というものを現在の子ども計画でも掲げておりますけれども、子どもの権利が保障される居場所である子どもの権利の拠点づくりをどういうふうに進めていくのか。さらには、各地区の子どもの居場所として整備を進めている児童館といったものがどういった役割を果たしていくべきなのかという議論をさせていただく場として、児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会を立ち上げさせていただいております。

1、検討会の委員ですけれども、記載のとおりになります。本子ども・子育て会議の委員の方にも御参加をいただいている状況です。

2、検討会の議論のイメージですけれども、子どもの居場所というものが非常に広義なものになります。一番外側に「子どもの居場所の全体イメージ」という丸囲みがありまして、真ん中に「身近な地区の子どもの見守りネットワーク」という円を中心に書いております。外側に「その他の子どもの居場所」というものがあって、居場所をいわゆる子どもの視点で考えたときに、自分たちがそこにいるということ、子どもの居場所は子どもたちが決めるものでありますので、それこそ、大人がいる、いないに関係なく、公園であったり、道端であったり、ゲームセンターであったり、今ゲームセンターはあまりないですけれども、そういったところも居場所と思えば居場所になってきます。そこまで全部を含んでしまうと非常に議論が散らかってしまうため、あくまで今回検討の対象とするのは、「身近な地区の子どもの見守りネットワーク」の中に入っているところで、ここで子どもの権利をいかに守っていくのか、そういう拠点をどういうふうにつくっていくのかという形で議論を進めております。

裏面に行ってくださいまして、3の検討会のこれまでの実施状況です。今、1回目、2回目を行いました。1回目が課題共有、2回目が課題整理という形で議論を進めております。

1回目ですけれども、国の検討状況の報告をさせていただきつつ、区内の子どもの居場所における現状の課題であったり、児童館をはじめとした居場所同士の連携状況といったものを各居場所の側から見たときにどのようなになっているか、どのような課題があるのかという意見交換をさせていただきました。そうした意見交換の中で、居場所同士の連携強化やスタッフのスキルアップに向けて、児童館に期待することであったり、子ども自身が目的に応じて居場所を使い分けていくような、有機的に居場所同士がつながる、実効性のある居場所同士の連携の重要性等をお話しいただいたところになります。

2回目が具体的に今回の計画の中でアンケート調査を行っておりますけれども、そういったインターネット調査であるとかインタビュー調査の結果を踏まえて、小学生、中学生、高校生世代がいずれも塾や習い事などで非常に忙しいということが多く出ているということであるとか、実際には居場所に求めるものというのが、自分の家のようにくつろぎのスペースを求めていることであるとか、そういったところで実際声が上がっているということが確認できました。また、居場所における運

営の在り方についてですが、児童館もそうですし、青少年交流センターもそうですけれども、そういった居場所における運営の在り方であったりルールに関して、子どもの声をもっと聞いてほしいんだということや、聞くだけではなくて実際に大人として動いてくれる存在が欲しいんだというような具体的な意見も出ていたということを確認しております。

また、1回目の検討会で、子どもの権利を実感しているというところをテーマにして、各団体が少し事例を持ち寄って意見交換をしたんですけども、この中で子どもの声を聞く機会を一層充実していくことであったり、子どもたちの参加、参画に対する食の重要性、あとはアクセスしやすい環境づくりがやっぱり必要だということが話し合われたほか、地域全体の子どもの居場所の質の向上に向けた共通の理念であったり、指針、ガイドラインみたいなものの必要性についても意見をいただいたところです。

4、検討会のスケジュールですけれども、年明け1月12日に3回目と報告書の内容の検討をまた始めまして、3回、4回、5回と、3月8日の5回目まで行って、報告書を取りまとめまして、この報告書を子ども・若者総合計画にも反映させるべく、報告書をまとめさせていただきたいと考えているものになります。

報告は以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

今後、1月以降、あと3回検討を進めていくということで、この場で御意見とか御質問などがありましたら反映させていくことができると思いますので、御意見、御質問等よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

久保田副会長

報告ありがとうございました。ちょっと私から1点、質問というか、イメージとしての話なんですけれども、子どもの権利の拠点というところがこの検討会の名称でも明記されたということで、この子どもの権利の拠点をつくるということがかなり主眼になっているのかなと思ったんですけども、子どもの権利の拠点というもののイメージが少し私の中で湧きづらいというか。子どもの権利を進める。それこそ安部先生も入っていますのでせたホツとの話も出ているのかなと思うんですが、せたホツとであったりだとか、児童相談所であったりだとか、子家センもそうですけれども、そういったところも、もちろん子どもの権利を守るために日々活動しているんですが、そことの連携というか。今本当に居場所ということで特化してやられていると思うんですが、居場所と、あ

と、いろんなほかの相談機関との連携の部分みたいな議論は出ているのか出ていないのか、ちょっと教えていただければなと思います。

ありがとうございます。この権利の拠点という言葉はすごく仰々しい形には確かになってしまっているのかなと認識はしております。ただ、居場所という言葉が非常に広義であるということは先ほども御説明させていただきましたとおり、これは非常に難しいかなと。

今イメージしているものに関しては、先ほど2の検討会の議論イメージの外側の円のところに書かせていただいている「その他の子どもの居場所」というところがありますが、例えば公園であるとか、道端であるとか、今、外遊び推進の中でも、道遊びだとかも世田谷区の中で行っていたりしますけれども、子どもたちはそこに存在はしているけれども、特にそこに大人が関知していない、子どもたちだけでそこで遊んでいたりと、話していたり、ただそこに存在しているというふうな居場所もあると思います。一方で、あくまで子どもの見守りネットワークの中で、ここに書かれているような児童館であったり、子ども食堂であったり、青少年交流センター、無料学習支援団体、こういったところは基本的には少なからず1名以上大人が存在していて、何らかの形で見守りをしているということで、そこをターゲットに、どういうふうな連携をしていくかで議論しましょうという形で整理させていただいたのが経過でございます。

実際に子どもの権利の拠点というのはどういうイメージなのかと変わってきますと、こども基本法の施行によって、やはり子どもの権利擁護であるとか、子どもの意見表明がクローズアップされてきております。そうしたところで、いかに大人が、例えば過干渉しないかであるとか、寄り添う形で大人として存在することができるかといったことの、子どもたちの権利を守っていく上での大人の関わり方、寄り添い方をちゃんと学んでいく、スキルアップしていくということをイメージしながら、子どもの権利の拠点だということをやっぱり言っていくしかないだろうというふうなことで考えているものになります。

現状、それでできているところ、できていないところがあると思っております。そのあたりが有機的につながって連携していくことで、より地域の中で高めていく。そこは児童館としても、公の施設として子どもの権利の拠点の中心的な役割を果たしながら、ネットワークづくりを引っ張っていくということが必要なのではないかという議論を行っているところになります。

具体的に相談機関との連携についてはここではまだ議論はしており

ませんけれども、子家センであったり児相であったりせたホッとであったりだとかというところと言うと、連携は当然してかなければなりませんし、具体的には子どもの権利をどういうふうに擁護していくべきなのかということについては、せたホッとにも協力いただきながら、研修をするであるとか、そういったことはできるんじゃないかというお話をさせていただいているところです。

久保田副会長

ありがとうございました。よく分かりました。

今お話があったとおり、今後は恐らくもっと全体のネットワークの中での居場所がどういうふうに位置づけられていくのかということも非常に大事になってくるかなと思います。ぜひそのあたりは今後検討していただければなと思います。それこそ子ども条例とも密接に、子ども条例の中でもやはり居場所というところが出ていますので、そこもうまく相互で情報共有しながら、計画も条例も、この居場所の話も進めていければなと思いますので、今後よろしくお願いします。

委員

テーマ自体が児童館を中心としたとなっているんですけども、私は知らないのですが教えていただければと思いますが、全部子どもを取りあえずターゲットとしている場所を拠点づくりの議論をされているのかなと思うんですが、区民センターや地区会館、区民集会所といったものはこの中に入らない。議論の中にも入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか。

事務局

ありがとうございます。いわゆる公の施設の中での区民センターであるとかということだと思のですが、この議論の中には、そこは対象には入っておりません。いわゆるその他の子どもの居場所としての位置づけでは出てくる可能性はあると思いますが、現状、ふらっと子どもたちが行ける場所みたいな形で何かしら大人の関与があるところとかということで議論を進めております。例えば、けやきネットとかで予約を取って借りるという範囲の中での区民センター利用であったりとかというものは、今の検討の中には入っていない状況です。

委員

それはどのような理由で入らないんですか。居場所にはならないという位置づけなんですか。

事務局

居場所というものにならないということではなくて、現状、子どもたちが区民センターだとかに例えば部屋を取って、そこで何かしているということがそこまで大きくクローズアップされていない状況の中で、この中で取り上げていないという形になります。今後、例えば利用の仕方によっては、例えば今回のアンケート結果の中でも、勉強スペースが足りないとかということが非常に多く意見として出てきたかなと思いま

す。そういったことも今後の検討の中で、例えばそういうスペースを勉強スペースとして開放していくんだみたいなことになれば、当然この中で検討しなければいけないと思っていますし、クローズアップしなければいけないと思っているんですけども、現状そういう形での利用が確認できておりませんので、現状は取り上げていないということで御理解いただければと思っております。

委員

現状はそうなのだろうなと思っておりますが、要は、特に小学生はともかく、中学生や高校生は、平日の夜とかの時間帯に、今の勉強のスペースもそうなんですけれども、利用できる場所がどれだけ身近にあるのかどうかというのは大事だと思っております。今の時点で利用が少ないということは、逆に周知がされていないのか、あるいは未成年者、18歳未満の利用するには保護者の同意が必要なのか、ちょっと私、その世田谷区のルールは分かっておりませんが、その辺のハードルが高いのかなとかいろいろあるとは思いますが。ただ、やはり区内にいろいろと公共施設が多々ありますので、要は大人だけが使うものではなくて、区民である子どもが利用できるように、そこはできるだけ使い勝手がいいようにしていくことが大事だと思っております。

まさにそういった場所に子どもがいることによって、多世代交流ともどもきっと生まれてくるということになりますし、まさにそこから子どもの権利保障というものも、地域の方も理解が進んでいくと思っておりますので、ぜひその辺は今後の検討のところで盛り込んでいただきたいと思いますと思っております。

委員

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりというところで、児童館が区立で区と直結してあるという区は非常に少ないということを経験させていただいているのですが、そういう意味で拠点となり得ると思うんです。今、世田谷区内のイメージとしては、やはり小学生を中心とした活動的なイメージを、区がどう思おうとも、区民の皆さんは思っただけでいいから。そこで、今、中高校生の居場所も含めてという御意見が出たんですが、今回のアンケートの中でも出ていたと思うんですけども、子どもはやっぱり単にほっとできる居場所を求めているわけではないですね。成長していきたいという、そういう居場所を常に考えられていかないと、児童館の活性化といいますか、存在意義といいますか、そういうものが薄れてしまいがちなんです。

なので、ぜひ、中高校生を取り込むという分けではなく、本当の居場所として発達支援もできる場所なんだということを考えていただくと、子どもの居場所の全体イメージが、並列なのか、例えば児童館は区立で

あるということで、地域で拠点として様々な、今言った区民センターみたいなのところにも、将来的に連携を取る場所として位置づけられていくのか、その辺のところはちょっと分からないなと思ったんです。私としては、午前中は小さなお子さんと親子が来るような集いの場に今なってきていますよね。自主的な運営もかなりできてきてはいると思うけれども、そこと小学生の学年と中高生の活動というのはみんなばらばらなんじゃないか。

ランドセル来館の問題もまだ解決していないだろうと思うんですけども、なので、それをどんなふうに縦につなぎ、かつ、地域ごとのほかの施設とつないでいくのかがこれから重要な課題だと思うんですが、今これはイメージし切れないと思いますが、担当としてはどんなふうなことを考えていらっしゃるか。現段階でいいので、少し教えていただければと思います。ちょっと大きな質問をしてしまいましたけれども。

松本部長  
事務局

どうぞ。

いいですか。

ありがとうございます。今、現在の感覚として、担当の立場でお話しさせていただきましても、やはり中高生支援という観点での児童館の役割というのは、まだ果たし切れていないだろうなというのは実感しているところです。これはアンケートの結果にもとても如実に出てきて、やはり児童館を利用している子どもたちの割合で考えるとすごく、それこそ2%とかそういうレベルのパーセンテージです。

実際に、今、児童館の整備をやらせていただいていますけれども、1つのまちづくりセンターの管内に1つの児童館という形で、今25館あるものを33館に増やすという整備計画を立てて、進めています。実際に、今、奥沢地区と九品仏地区で児童館の整備を、基本構想を進め、各小学校であったり、各中学校に児童館の職員に協力してもらってアンケート調査等をしたりとかすると、やはり如実に児童館は小学生の使う場所、中学生以降は行く場所ではないと明確に言われてしまっているというのが現状です。

なぜそういうことが起きるのかということなんですけども、児童館という言葉のイメージもあるのかなというふうに思いつつ、実際には中高生支援館というものを各地域に1か所ずつ設けています。例えば今、玉川地域であれば、それは玉川台児童館でやっていますけれども、実際にはそこは時間延長して、毎日ではないですが7時までやっている。結局、中高生が利用するに当たっては、小学生がわちゃわちゃやっているところに中高生が入って行って、それがいいと思う中学生もいる

かもしれないですけども、極少数。いわゆる中高生の特別な時間というものをいかに設けるかということが、やはり中高生が児童館を選んで来館してくれるきっかけにもなるのかなというふうにも思っているところで、来館時間という、開館時間問題が非常に大きいのではないかなというふうには考えているところです。今すぐに来館時間をどれだけ延ばすとかということは、私のほうからも申し上げることはできないんですけども、その時間問題というのは非常に大きな課題になっているというのはアンケート調査でも如実に出ているなと思っています。

あとは、これからアンケートの話も出てくると思うんですけども、勉強できる場所問題というのは、非常に大きいということは、切実な問題として捉えています。今、〇〇委員がおっしゃっていたように、ただ何となくだらだらする場所みたいな形だけではなくて、家庭ではないところで勉強に向き合う場所が欲しいんだという声がいま出てきているということは、そういった場所を、先ほど区民センターの話もありましたけれども、児童館に図書室を設けていますので、そういったところでしっかり受け止められるだとか、そういうところもしっかりやっていかなければいけないんじゃないかなと思っています。

併せて青少年交流センターもあるので、そのあたりのすみ分けであるとか、どういうふうな役割分担でやっていくのかという問題はあるんですけども、いずれにしても児童館は自分の意思で選んで行ける唯一の児童福祉施設ですので、その部分をしっかり受け止めながら、子どもの権利の拠点づくりの中で、今ここは並列で書いておりますけれども、実際には児童館を中心としたというところで私たちはやっぱり覚悟を示すべきだと思っています。この連携を、児童館を中心にいかに引っ張っていけるのかということは、この報告書の中でもしっかり書き込んでいきたいかなと考えているところです。

ありがとうございました。

子どもの権利の拠点という言葉が、やはり僕もすごくイメージがいろいろ膨らむなと思っていて、これをどのような理念の下、ここの中で何をすることができるのかという理念と実践の部分がイメージできる形になるといいなと思っています。ぜひイメージ図を作成してほしいなと。

僕が今ふと思ったことを考えると、まず子どもの権利を守るんだ、そして保障するんだ。さらには、この場で子どもの意見を聞き、尊重する。そして、子どもの権利を学ぶ、学習することができる。そして、何かあったときに、そうしたことを、せたホツとも含め、子どもの権利を

委員  
委員

保障できるところにつないでいくというそれぞれの役割があるのかなと思っています。

まさにこの子ども条例の改正と密接に関わる内容で、例えば、どこを中心に子どもの権利学習をしていくのか。学校であったり、児童館であったり、様々な公共の施設がそうしたところに当たるのかなというふうにも思うわけですが、ぜひこの児童館の中でそうしたことも、ただ守るとか保障するだけではなく、そうしたものをふだんの活動の中で学んでいくことができる場になっていくと、そこからどんどんいろんなところに広がっていくのかなと思いました。

きっと、まずは課題を共有し、課題を整理し、そこから子どもの権利の拠点としてのイメージをつくり、そしてその中から具体化していくという手続を取っていくのかなと思いますが、3回目以降にぜひそんなところも考えて、御検討いただければと思います。

事務局

ありがとうございます。

一応、事務局として、3回目以降に、1回目、2回目で課題共有、課題整理をさせていただいた内容を踏まえて、あと国の議論ですね。指針が出ましたので、そういったところを踏まえて、世田谷区としてこういうふうを考えていくべきではないかという報告書を今作っている状況です。これを3回目でお示ししながら、そこで御意見を募って、またブラッシュアップしていくという形で最終的な報告書に仕上げていきたいと思っております。

今、〇〇委員からお話もいただきましたイメージ図であるとか全体像をどういうふうにするのかというのはすごく大事なところだと私も思っております。そのイメージ図を作っていくところではあるんですけども、確かにこれはすごく難しく、今、学校の話もありましたし、インターネットのオンライン上での話もあたりだとか、居場所は本当に広義で、どこまで深掘りできるかというところが、今、私たちの内面としてはあるかなと思っております。

これに関しては、計画の中に反映させるものとして報告書を出すんですけども、これは多分、引き続き振り返りであったり評価検証というものはずっと続けていかないと、いいものにはならないのかなと思っておりますので、ある意味中・長期的な視点も持ちながら報告書をまとめていくような形になろうかと思っております。

今回とにかくまとめていきたいなと思っているのは、資料裏面の(2)の後段のところです。『子どもの権利の実感』をテーマにした意見交換では」の下にありますけれども、子どもの声を聞く機会を一層充実して

いくことであつたりとか、食の重要性、アクセスしやすい環境づくりということが意見として出たんですけれども、その地域全体で——これはいろいろな団体があるという前提でお話ししているんですけれども、地域全体の子どもの居場所の質の向上に向けて、その共通の理念、ガイドライン的なもの、何か判断に迷ったときに立ち返れるものが、児童館だけではなくて地域で活動されている団体の皆さんとも共有できるガイドラインみたいなものが必要だよねというところはありません、このあたりはしっかり整理をここでできたらなと考えております。

加藤（悦）会長      ありがとうございました。

それでは、いろいろな御意見が出てきまして、ありがとうございました。子どもの権利の拠点ということで、何をどう具体化していくのかといった部分に関するイメージできるようにといった話もありました。あとは、中高生の身近な居場所ですね。従来、大人の施設と言われていた部分も含めた形で、中高生の身近な居場所をどう拡張していくのかといった話も出てきました。また、子どもにとっての居場所というのが大変多様な意味合いを持っていますので、子どもの発達支援、子どもが育つ場としての居場所という意味合い。さらには、事務局より、児童福祉施設としての児童館という話も出てきましたので、児童館機能あるいはネットワーク化、連携、児童館は地域包括ケアの4つの連携の一角を担っているということもありますので、そのあたりを子どもたち、あるいは若者の直面している課題をどう解決していくのかという部分も含めた形での論点もあるかなと思って聞いていました。いろいろありがとうございました。

それでは、ちょっと時間も押してきていますので、続きまして、資料5のファミリー・アテンダント事業の実施についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局      子ども家庭課長の瀬川と申します。私からファミリー・アテンダント事業の実施についてということで、資料ナンバーは資料5となります。こちらを御参照ください。

まず、1の主旨ですけれども、区では在宅子育ての家庭が多く、日常的に子どもを見てもらえる親族、友人、知人が少ないといった事情がございます。本年3月に策定しました今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）にも、身近なところでの子育て支援につながるための場や機会の充実を掲げておりまして、特に孤立しやすいとされる0歳児を育てる家庭の見守りや、孤立防止に向けた取組を強化する必要があると考えております。こうした中、令和5年1月に都が策定しましたこども未

来アクションのリーディングプロジェクトにおきまして、子育て世帯を見守り、日常的な不安や悩みに寄り添うアウトリーチ型の支援としまして、ファミリー・アテンダント先進事例創出事業が示されました。区としまして、この事業を活用しましてさらなる子育て世帯の孤立防止と地域で見守る支援の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2の事業概要です。ここからは、図の形でまとめさせていただきますので、こちらを改めまして御説明させていただきます。

誠に恐れ入りますけれども、一番最後のページに別紙2というものがございます。こちらの図を御覧ください。まず、(1)対象世帯になるんですが、この資料の下のちょうど四角の点線囲みの部分で、区内在住の0歳5か月から11か月の子を持つ子育て世帯の方になります。区が既に実施をしております3・4か月児健診及び乳児期家庭訪問、0歳4か月までと、バースデーサポート事業、1歳までの間の部分になります。

次に、(2)事業内容になります。こちらはその前のページになりますが、恐れ入ります、別紙1、ファミリー・アテンダント事業概要の図のほうを御覧ください。この事業に関しましては、大きく①の定期訪問による見守りと、②傾聴・協働による伴走支援というものがございます。

まず、図の左側が定期訪問による見守りについてです。左下の見守り支援員が、原則月1回、対象の子育て世帯を定期訪問しまして、チェックシート等を活用しまして、対象の方の不安や悩みの早期把握を行います。ちょうど矢印の①、②の部分です。フォローが必要と思われる世帯や支援を希望する世帯については、地域の民間団体等による伴走支援につながります。これが③の矢印になります。そしてその後、④の切れ目のない支援を行ってまいります。そして、今度は左上の民間事業者のところになりますが、家庭訪問後、育児支援品に利用できる電子チケット等を訪問1回当たり3,000円相当の配付をしまして、子育て世帯が希望した育児支援品を後日提供するほか、オンラインを活用した地域の子育て支援情報のプッシュ型発信を行ってまいります。

次に、傾聴・協働による伴走支援の部分になりますが、この図のちょうど右側になります。見守り支援員からつながった子育て世帯を対象に、地域の民間団体、世田谷区の場合は利用者支援事業を実施しておりますので、これを実施しております地域子育て支援コーディネーターと記載させていただいておりますが、こちらに家庭訪問を行っていただきまして、不安や悩みを傾聴するほか、おでかけひろば、児童館、保育園の地域支援等の地域子育て支援につなげるということを行いまして、子

育て世帯に寄り添った継続的な伴走支援を実施してまいります。また、ネウボラ・チーム、子ども家庭支援センター等の関係機関との緊密な連携を行いまして、子育て世帯の孤独化とか孤立化を防止してまいりたいと考えております。

誠に恐れ入ります。今度は資料の2ページ目を御覧ください。次に、(3)対象件数です。1か月当たり3,630世帯を見込んでおります。

次に、3の実施方法についてになります。先ほどの別紙1、図の左側の定期訪問による見守りにつきましては、効果的な見守りや、支援情報や、育児支援品の提供が可能な事業者をプロポーザルで選定しまして、委託により実施してまいります。先ほどの図の右側の部分、傾聴・協働による伴走支援につきましては、地域を熟知されます利用者支援事業者への委託を想定しております。なお書きで書かせていただいておりますが、都補助の補助率が、当初10分の10を想定されておりますけれども、これから2分の1に下がります令和9年度に向けましては、本事業の効果を検証し、事業内容を検討させていただきます予定です。

4の開始時期につきましては、令和6年7月を予定しております。年度途中からの実施になりますので、※印に記載のとおり、経過措置等を実施してまいります。

5の概算経費につきましては、都補助を活用しまして、歳出、歳入ともに4億5,686万円を見込んでおります。歳出の内訳及び歳入の補足説明につきましてはそれぞれ記載のとおりになります。

6の周知方法につきましては、直接の案内通知の発送と、区のホームページやSNS等で、子ども・子育て支援関係者にも周知という形で行ってまいりたいと考えております。

7、今後のスケジュールについては記載のとおりになります。

私からの説明は以上になります。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

世田谷区が力を入れている妊娠期からの切れ目のない支援の一角に都の事業ということでファミリー・アテンダント事業、何かキャビンアテンダントみたいですが、これを利用者支援事業との有機的な連携を含めた形で導入していくというような内容となっています。それでは、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

委員

こちらの事業を外部に委託されるということですが、今、ネウボラ・チームを組まれている方たちもいると思うんですが、そのネウボラのチームと連携というか、一体となって、ネウボラのチームメンバーとして委託された事業者の方は動くという想定でしょうか。

事務局                   そうですね。特に、先ほどの図の右側の傾聴だとか伴走支援の部分につきましては、私どもとしても、図の形で表させていただいているんですが、本事業はネウボラの一環として、世田谷版ネウボラをさらに補完するものと考えておりますので、こうした中で、傾聴だとか協働による伴走支援といった形で、子育て家庭の困り事や悩みの早期把握だとか、地域につながるきっかけも含めまして、ネウボラの一環として取り組んでいきたいと考えております。

委員                    すごく壮大な企画だなと思ってちょっと見ていたんですけども、対象件数が月に3,630件、そして経費も4億5,686万円というかなり大きな規模の事業になると思うんですけども、月に3,630世帯を対象にこれができるような組織というと結構大きいところじゃないとできないのかなとか、必要な人数とかも相当多くないと、ある意味1部署ぐらいいるような感じでないといけないんじゃないかなと思うんです。ここら辺のところは、この公募型のプロポーザルでも、何となく、こんな感じのところやってくれそうだなみたいな。もちろん公募型なので事前に何かそういうことをやってはいけないわけですけども、これは、できるような感じなのでしょうか。すごく規模が大きくて、少しびっくりしたんですけども。

事務局                   ありがとうございます。特にやっぱり定期訪問、見守りのときですかね。こちらは月3,626件を想定しておりますので、規模的にも本当に予算的にも、今、委員がおっしゃったように大きいものだと考えております。こちらを先駆的にやっている区が、おむつを配ったりというところもありまして、事業者が、先駆的に取り組んでいる自治体もあってのことなのでしょうけれども、売り込みといいますか、ちょっと提案みたいな形で何事業者か、もう既に。その中で、私どもの世田谷区の規模もを含めてお話をして、何とかその中では不可能ではないというふうに、そういう引き合いがありましたので。公募を25日から実は募集をかけておりますけれども、その中で多分引き受けてくださる事業者があるというふうには思っております。

委員                    ありがとうございます。

委員                    そんな大したことないといえば大したことないんですけども、別紙2の裏面の言葉として、「ネウボラ面接」をするんですか。「面談」ではなくて、「面接」なんですか。ちょっと言葉としてどうなのかなと私は。ここに「面接」という言葉が3回ぐらい、「面接後」とか、ギフトの支給の下のほうにも、「面接」を受けないともらえない。言葉遣いの問題がちょっと気になりました。

事務局

失礼しました。どちらかという、「面接」というと、そうですね。委員のおっしゃったように、私どもも「面談」という形で、相談を含めた形で対面をしながら聞き取りをして、それできちんと寄り添っていくということなので、すみません、どちらかという「面接」よりも「面談」のほうがイメージとしては近いのかなというふうに思います。申し訳ありません。

久保田副会長

ちょっと〇〇委員とかぶる話なんですけれども、非常に大がかりな事業で、今ちょっと簡単に計算してただけでも、1か月で稼働できるのは多分20日間ぐらいだとすると、1日180世帯ぐらいを回らないと実現できないというところまでいくと、これは理想的にはすごくいいと思うんですけれども、実際にやった場合の質がどこまでできるのか。質問としては、対象は3,630世帯ということであるとすると、これは全員対象に、御家庭が希望するしないにかかわらず、絶対行きますよということの前提で進められるのでしょうか。もちろん拒否されるのであれば、その拒否というのも一つの情報として捉えてやられるのかどうかということはお聞きしたい。

あと、やっぱり民間事業者をお願いをされるということなので、別紙1でいくと③のところ、「フォローが必要な世帯や支援を希望する世帯をつなぐ」、ここの判断基準が非常に大事になってくると思うんです。なので、毎月行くことでかなりの数の関わりが持てますし、その中で困っている方を救ったり、把握をしたりだとか、または拒否とか、それこそ虐待に近いのではないかみたいなどころもチェックできるような形にはなると思うので、逆にその判断をこの民間事業者で果たしてちゃんどできるのか。このあたりが心配ですので、この事業が始まった後に、この民間事業者に対してのチェック機能を区としてどの程度までされるおつもりなのか。

その2点をちょっと、お話をお伺いできればと思います。

事務局

ありがとうございます。

確かに、定期訪問による見守りということで、都の事業スキームの要件としましても、家庭訪問等の定期的なアウトリーチにより子育て世帯の困り物や悩みの早期発見、あとは子育て支援に係る地域情報といったものを提供していきなさいというところが、この事業の要件として設けられております。

この中で、例えば原則月1回の定期訪問ということで都の要件が定められておりますけれども、保護者にまず連絡を入れて、訪問日時なんかのお約束をしたりするところがあるかと思っておりますけれども、都のQAの

ほうでも、保護者の復職等により不在が多くなってしまふような場合には、家庭訪問に代えて電話やメールによつても対応が可能とされているため、そういったケースも想定して、原則月1回というふうを考えております。

今、委員がおっしゃつたように質の部分ですが、定期訪問をして、どういふもの、こと、そういう希望を表明される方はいいかもしれないんですけども、そこにつきましてはやっぱり判断基準を統一するといふところも含めて、チェックシート等を用ひまして、その中で必要な方を把握できるような形で想定をしております。チェック項目については、これからなんですけれども、保健所を含めた、保健師さんも含めた関係所管とか地域の支援団体とかも調整しながら作成をしまして、あともう一つ、チェックシートで聞き取つた内容を利用者支援につなぎ、内容によってはネウボラ・チームだとか子家センも連携して対応したいと考えております。

あと、見守り支援員には、心身とも健康かつ子育て支援に理解があつたり熱意がある者であつたり、子育て経験がある者といふことで、そういうものも募集要項上も規定しまして、支援員には必ず事業者から研修を受講させてもらつて、子育て支援に関する知識とか家庭訪問等の適切な対応を学んでもらいながら、質を担保しながら、大きい事業ではございますけれども、実施をしていきたいと考えております。

委員

ちょっと重ねてなんですけれども、これはそれこそフィンランドとかのネウボラの理想的な姿に一つ近づく事業だと思ふんですけれども、そうすると、恐らく一つ一つの事業が今ばらばらになっていると思ふんですけれども、それを横串で情報を共有する。例えばカルテみたいなものでお互いの事業課が仮に別の人がやっていたとして、本当は同じ人がずっとつくといふのがネウボラの本来の姿だと思ふんですけれども、仮にそれができなかつたとして、カルテを引き継いで、例えば問題がある家庭であればこういったところがあるよみたいなものがあればいいと思ふんです。もしそれがないとすると、単発のこの事業のところ、その事業者が聞いて、アンケートを取るとか何かそんなようなだけになつてしまふので、非常にそこを危惧しております。

きっと将来的な流れとしては、この12か月とかだけではなくて、例えば学齢期を通じて、そのネウボラの活動がずっと続いていくといふのが将来的な姿になると思つています。そうなつたときに1人の子どもに対してのずっと継続的なカルテみたいなものがあつて、それをチームが引き継ぎながらケアをしていくといふところが、これと一緒にやっぱり整

備することが必要なんじゃないかなと思っております。

現状そういう情報の横の共有といったところを今どういうふうにご覧いただけるのかといったことをちょっとお聞きしたいです。

事務局

ありがとうございます。今、委員から御指摘いただいた部分が、この事業の中で得られるお子さんの情報は、やはり財産といいますか本当に大切なものなので、今はちょっとそのシステムのところで、その情報を横串にというふうには考えておりますけれども、今後にはなるかもしれないですけれども、私ども、このファミリー・アテンダント、あとバースデーサポートも含めて、その中で得られた情報というのは、そのお子さんに対する成長の過程の大切な情報だと思っております。

今のシステムは個別にはなるかもしれないですが、将来的にはデータが1つになった形で、そのお子さんの発達も含めて、1つの情報を見ながら、学齢を離れても見守りだとか支援につながっていくような宝になっていくということで、情報につきまちはきちっとやっぱり、これからも含めて、関係機関も含め、関係所管も含め、共有していくのが大切だと思っておりますので、そこについては課題もありますけれども、しっかりと共有をしていきたいと考えております。

委員

ぜひよろしく申し上げます。そういった情報基盤がないと、やっぱり個別の事業だけで、よかったねという形で終わってしまうので、例えばその切れ目にはまってしまったり引継ぎができずに問題が見過ごされたりとか、そういったことになってしまうと思うので、そのような情報の基盤の整備といったところを並行してぜひ検討いただきたいなと思います。

委員

私が子育てをした、子どもの妊娠、出産のときを考えると、本当に何か不安でいっぱい、ぼやっとしている時期なんですけど、そのときに支援員の方が来てくださって、うれしかったなというときもあるんですけど、周りの母親同士の情報を共有すると、結構ひどいことを言われる人もいて、体重を測って、あら、まだこんな小さいのとか、ミルク飲んでるのとか、ずっと泣いていると、あらあらあら大丈夫？みたいな。善意なんですけれども、無知な人の善意とか情熱で大きな傷を負う母親たちも結構いるんです。なので、チェック機能として、事前アンケート、事後アンケートみたいなもので、この人はすごくよくて助かったわという人もいれば、ちょっと傷ついたなという方もいるので、それをフォローアップというか、後からちゃんとチェック機能として区に上がればいいのかと思います。

さっき〇〇委員がおっしゃっていた、その横串というところで言え

ば、子どもの習い事で、マイページみたいなものがよくあるんですけれども、それを見ると、塾とかだと過去の点数とかが全部分かるんです。マイページで、体重とか、そのときに見られた困り事とか、保護者も利用者も見られるようなページがあると、このとき来てくれたこの支援員さんがすごく相性が良かったとか。人としての相性もあって、いい方だけれども、受ける側の、利用者さんの気持ちの問題ですごく怒っちゃうこともあると思うので、それはどちらがいい悪いというか、どちらかだけが追い詰められるような、支援者の方は悪くないのにすごくクレームが行っちゃうこともあると思うから、その辺は両方がチェックできるようにするようなマイページなんかがあると、利用者もそこにアクセスして、こんなことを言われて心配になっちゃったんですけれどもどうなんでしょうとか。そういうところから、情緒の不安定さも拾っていけると思うので、そんなシステムがあると利用者としてはうれしいかなと思います。

事務局                    ありがとうございます。今の御意見を踏まえて、事業実施に当たってはこの事業が有意義になるような形で取り組んでいきたいと考えております。

加藤（悦）会長        ありがとうございます。あと、Z o o m参加の〇〇委員より、願いますでしょうか。

委員                      今回のスキームですと、利用者支援事業者（地域子育て支援コーディネーター）が必要に応じて伴走していくということになると思うんですが、想定される件数みたいなものはあるのでしょうか。というのは、既にコーディネーターが今年度より8か月面談の一部受入れを始めていることもあって、結構相談件数が増えているというふうに伺っています。なので、来年度、このファミリー・アテンダント事業が始まって、さらに相談件数が増えていくとなると、その地域子育て支援コーディネーター事業自体も圧迫されていくと思うので、その辺の調整ですとか、場合によっては全件ではなくて一部は子家センさんと連携して、重いケースについては子家センにつなぐとか、利用者支援事業者へのボトルネックにならないようなことを考えていただければなと思いました。

事務局                    ありがとうございます。そうですね。私どものほうでも、例えば対象の1割が繋がったと想定しましても360世帯、1地域当たり72世帯というようなことなんですけれども、一旦つながると、それから新しいところはどんどん減ってはくるんですけれども、そうした形でもつながないといけないということも含めて、そこの部分についてはボトルネックにならないように、人員体制も含めて事業の中で検討していきたいと

思っております。今御相談させていただいておりますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

委員

すみません、1つだけ。この民間事業者とか利用者支援事業者が知り得た情報というものを区はどのように把握するのでしょうか。それについて教えてください。

事務局

ありがとうございます。訪問して、先ほどチェックシートというところで説明をさせていただきましたが、その中で、事業者が得た情報につきましては、私どものほうも、サーバーといいますか、データベースのような形で事業者のほうで構築をしてもらいまして、そこにアクセスしたり、集計をして、報告してもらおうというところを含めて、きめ細かく情報を把握していく。今、バースデーサポートも同じような形で情報のやり取りをしておりますので、そういった形で情報のほうはきちっとチェックをしていきたいと考えております。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。たくさん貴重な御意見を出していただきました。寄り添いとか伴走といった形で事務局から御説明いただきましたように、親を支援の対象にするのではなく、子どもの権利の視点から、親子のエンパワーメントを図っていけるような仕組みにさせていただければと思っております。ありがとうございました。

それでは、残り20分弱になってきてしまっていますので、次に移らせていただきたいと思います。資料6の世田谷区おでかけひろば整備・運営事業者の決定についてということで、まず御説明をお願いいたします。

事務局

引き続きまして、私から世田谷区おでかけひろば整備・運営事業者の決定についてということで御報告をさせていただきます。

報告事項になりますが、1の主旨だけちょっと先に。区では、今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）に基づきまして、令和8年度までに12か所のおでかけひろばの新規整備をすることとしております。このたびのものは、事業者公募をこれに基づいて実施したところです。また、今年度の募集では、来年の3月をもって閉室します子ども・子育て総合センター、子子センターと通常呼んでいるんですけれども、この1階のおでかけひろばの跡地についても同時に公募しまして、整備・運営事業者を選定したので報告させていただきます。

詳細につきましては時間もございますので。

2の選定事業者の団体名称等ということで、通常おでかけひろばは、(1)のうさぎの縁がわと(2)のNPO法人せたがや水辺デザインネットワークということです。こちらは資料の差し替えをさせていただいてお

りますけれども、名称につきましてこちらに記載のとおりになります。  
あともう一つの子ども・子育て総合センターの1階のほうはNPO法人  
せたがや子育てネットになります。

3、選定の方法等につきましては、選定委員会を設置して、公募の事  
業者は全部で6事業者、通常のおでかけひろばが3事業者、子子セン  
ター1階のおでかけひろばが3事業者から応募がございましたという  
ことを記載させていただいております。(2)選定委員会開催状況につ  
きましては、こちらに記載のとおりです。選定方法についてもこちらに記  
載のとおりになります。(3)選定委員会の構成は、こちらに記載のと  
おりの委員の方々をお願いして、審査をしていただきました。

4、その他に書かせていただいておりますが、子子センターの1階の  
ひろばは来年の3月15日に運営を終了します。その後、新事業者に引き  
渡す予定でおります。

次に、5の今後のスケジュールにつきましては、こちらに記載のと  
おりになります。

私からの説明は以上になります。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

今回、子子センターも含めた3団体が選定されたということですが、  
この件に関して御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、続きまして報告(5)の資料7、「今後の子ども政策の考え方  
(グランドビジョン)」に基づく保育施設等における在宅子育て支援の  
取組みの拡充についてということで、事務局より御説明をお願いいたし  
ます。

事務局

保育計画再整備担当の伊藤と申します。保育課長の伊藤に代わりまし  
て御報告させていただきます。

資料7の「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」に基づく  
保育施設等における在宅子育て支援の取組みの拡充についての御報告  
をいたします。

まず、1の主旨ですが、区では、在宅で子育てをしている0から2歳  
児の家庭が多く、また、日常的に子どもを見てもらえる親族や知人が少  
ないという現状から、保護者の心理的、身体的負担の軽減とともに、未  
就園児も含めた子どもの健やかな成長を図っていくことが重要だと考  
えられております。そのため、後ほど御説明いたしますが、東京都の多  
様な他者との関わりの機会の創出事業を活用した定期的な預かりを実  
施するとともに、国や東京都の一時預かり負担軽減事業を活用すること

によりまして、一時預かりの利用を促進するなど、在宅子育て家庭への支援の充実を図るための取組について御報告するものです。

2の支援内容ですが、2点ございます。

まず、1点目の取組としまして(1)の東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業を活用するものです。

在宅子育て家庭の育児負担や不安を軽減するとともに、多様な他者との関わりの中で子どもの健やかな成長を図ることを目的に、令和6年4月から保護者の就労等の理由を問わず、私立保育園等におきまして、未就園児を一定期間定期的にお預かりする事業となっております。なお、世田谷区におきます事業名称としましては、未就園児の定期的な預かり事業とする予定としております。

次のページの②の実施内容ですが、私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、私立幼稚園におきまして実施いたします。保育施設の種別により異なりますが、保育園等を利用していない0から2歳児が対象となりまして、原則として2か月以上お預かりいたします。ただ、週何回の利用としますとか1回当たりの時間等の詳細につきましては、引き続き事業者と協議して決定したいと考えております。実施に当たりましては、特に0歳児の安全性を確保するために、事前に健康状態やアレルギーなどの情報を把握するための面談ですとか事前登録を利用条件とするとともに、保育課で行っております保育サポート訪問時にその安全性の確認ですとか助言などの支援を行ってまいります。

また、本事業の位置づけとしましては、2ページ下の表に記載しておりますとおり、定期的に子どもを預けたいのですが就労等の利用要件に当てはまらないといった家庭のニーズに応えられるものと考えてございます。実施内容の詳細につきましては別紙1に記載しておりますので、後ほどお時間のあるときに御確認いただければと思います。

3ページの③必要経費ですが、約8億円程度の歳出を想定していますが、全て東京都の補助金で対応いたします。

2点目の取組としまして、(2)の一時預かり利用者負担軽減事業を実施いたします。

令和6年4月に予定されております児童福祉法の改正とともに開始されます低所得世帯等を対象とした国の一時預かり利用者負担軽減事業に加えまして、今年度から既に始まっている東京都の同様の事業も活用しまして、利用者負担を軽減いたします。

②の実施内容ですが、一時預かり事業等を利用した世帯のうち、年収360万円未満の低所得世帯に対して補助を実施いたします。補助金額で

すが、1日当たり最大で3000円といたします。実施方法につきましては、一時預かり事業者が、事前に区が発行した一時預かり割引パスポートと似たものを持つ利用者の利用料を低減しまして、後日、軽減分につきまして区に補助の申請をする代理受領方式を基本といたします。実施内容の詳細につきましては別紙2に記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に4ページの③必要経費ですが、区の負担は補助基準額の区負担分に加えまして、区独自に補助額を拡充いたしました700万円を含みます約1200万円程度の支出を想定しております。事業種別により区の負担割合が異なるのですが、一時預かり事業では、国と区が3分の1ずつ負担、多様な他者事業では10分の10東京都が負担、認証の一時預かりでは区が3分の1、保育室の場合は10分の10区が負担いたします。

最後の3、今後のスケジュールですが、来年2月から利用者への周知を開始した上で、4月から事業を開始したいと考えております。

御報告は以上になります。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。在宅子育て支援の拡充ということで、大きく分けて2つの新たな事業に取り組むという御説明でした。

それでは、御質問等よろしく申し上げます。

委員

今、誰でも通園制度をどうするかということで、結構保育界ではいろいろ話題になっているところですけども、2ページにある多様な他者との関わりの機会の創出事業という形で、誰でも通園制度にプラスアルファして行うというイメージでいいのでしょうか。

その2ページのところに「契約期間：原則2か月以上」と書いてあるのでですけども、今、誰でも通園制度の国の設定だと、月に10時間とかいう、何なのというような時間設定になっているんですが、この2か月以上というのは、トータルで全部2か月以上になるという意味なのか。この2か月以上というのをちょっと教えていただきたいなと思っています。

それから、私立幼稚園は年齢を2歳だけというふうに区切ったのは、いろんな安全の面からもすごくいいんじゃないかなと思っているんですけども、今の認可保育所の、私立のほうの一時保育とのせめぎ合いというか、何かそこら辺がやや心配というか、どうなっていくのかなと思うところがあって、一時保育は、どうしても、実際には仕事でという方が利用状況としてはかなり多いんじゃないかなと思うんです。そこと、全く仕事の用件でなくてという人たちがそこに本当に入れる余裕があるのかというようなこともちょっと疑問だったりするので。

1つ質問としては、この2か月以上というところと、現状の一時保育との区別というか、全く一緒に考えるのか、区との区別なのか。あともう一つは、保育士さんが今足りないというところで、できないという話をたくさん聞いているんです。そことの絡みで本当にこれは実現性としてどうなのかというところ。その3点を教えていただければと思っています。

事務局

ありがとうございます。保育課の浅野より回答させていただきます。

1点目の2か月以上というところですが、これは都の要綱の中で一定程度継続的ということ、2か月以上引き続くということが要件になっております。この制度を検討し始めたのが、まだ誰でも通園制度の詳細が固まる前だったので、10時間ということは特に考えてはおらず、それぞれの事業によって利用できる時間とか詳細はこれから検討していくんですが、一応2か月以上継続してという形で考えているところです。

2つ目の一時保育との部分ですが、おっしゃるとおり、一時保育については仕事で利用されている方が多いという部分を考えておまして、それは先日取ったアンケート調査からもやはりそのような回答は出ているというところ。今回、幼稚園で2歳児を受けるところで、一応一時保育の枠が仕事をしている方が使えなくなるとおっしゃって、一時保育のほうも、先日、令和4年度から利用要件をレスパイト目的での利用も開始していますので、そういう方の利用も今一定数あるので、そういう部分で就労していないような方の選択肢が増えるというのがこの事業の一つの効果かなと考えております。

3つ目の実現性というところですが、私立保育園に関しては、この事業を余裕活用型という形で実施します。具体的には0歳児クラスに限定して、今欠員が一番多いのが0歳児クラスですので、その0歳児クラスの欠員の範囲の中で、既存の人員の中で実施をしていくといった事業になりますので、私立保育園に関しては新たな必要人員はない形で実施が可能です。認証保育所と私立幼稚園につきましては、別に専用のスペース、もしくは空きのスペースを活用して、そこに本事業専用の人材を投入するという形になりますが、その分の必要経費といいますか、その方を配置するに当たる人件費を区から補助させていただくということで、全園で実施をするというのは難しいとは思いますが、人員体制が確保できた園について実施をしていただくということです。一応、意向調査をしている限りにおいては、一定数の園がやりたいということで手を挙げているという状況でございます。

委員 ありがとうございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。資料8の小学生・中学生アンケート結果（速報値）についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

嶋津課長 それでは、事務局から、今度は資料8でございます。こちらは今お話しありましたとおり、小学生・中学生アンケートの結果の速報値ということで、この間、子どもの権利部会ですとか計画のほうの部会でも、それぞれ資料を既に提示しておりますということで、お時間の都合もございますので、説明のほうは少し割愛させていただきます。

調査概要は1ページに出ております。10月2日から23日までの間に実施した調査の速報値ということで、それぞれ各部会で詳細は説明したとおりでございます。ポイントだけですけれども、回収数・回収率でございますが、小学校低学年で48.9%、高学年で46.8%、中学生で27%でございます。

2ページ目からは、子ども計画の後期計画の指標に基づいた質問から始まっておりますけれども、自己肯定感を聞いていたりとか、今回、特に子ども条例の関係で、21ページから子どもの権利の関係の質問をしております。こちらが30ページぐらいまで出ておりますので、それも後ほど御覧いただければと思っております。その後、55ページ以降は、それぞれの調査票の結果を入力したものとなっております。

今後、クロス集計の作業を進めながら、来年3月をめどに報告書としてまとめていきたいと考えております。自由意見のほうもまだまとめているところがございますけれども、自由意見を私もざっと見ていますと、先ほどから少し出ております、やはり勉強できる場所とか、いわゆる学習室が欲しいといったような声が結構意見としては多く出ているなどといったような感想を今持っているところがございますけれども、そういった中身も含めて、また最終的に報告書という形でまとめていきたいと思っております。

簡単でございますが、説明は以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。

調査結果の速報値ということになりますが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、これは子ども・若者計画策定の根拠になってくるものですので、また今後さらに詳しく説明していく形になるかと思っております。ありがとうございました。

それでは続きまして、議事の1つ目に戻りまして、こちらの利用定員の設定に関する根拠資料も含めて御説明いただきます。今、資料が配付されていますので、配付が終了しましたら事務局より御説明をお願いしたいと思います。

事務局

再び、保育計画・再整備担当の渡部でございます。先ほどは資料並びに御説明に不備がございまして申し訳ございませんでした。

今お配りした資料ですけれども、御説明したものの補足ですが、1ページ目が10年間の就学前人口と入園申込者数ということで、大体ピラミッド型になっております。左、平成25年からずっと伸びていたのが、令和元年頃から1,000人ずつ減っているというものでございます。

おめくりいただきまして、保育施設数と欠員数等の推移ですけれども、こちらは右肩上がりになっておりまして、平成25年から令和5年までの10年間で、私立保育園については約3倍の203園となっております。あわせて、ちょっとカラーでなくて申し訳ないんですけれども、欠員数も急増している状況でございます。

5ページと書いてあるところですが、①区立保育園の欠員、これは10年間の中で大体4年から3年ぐらいのスパンで抜き出しているものですが、一番上から5歳児になります。区立については、平成28年と比べましても欠員が急増していて、年度途中で下がっていくんですけれども、また伸びていくというようなカーブをたどっております。

おめくりいただきまして、左肩に②と書いているものが私立保育園の欠員ですが、同じく10年間で欠員数がかなり増えておりまして、全体では1,000人近くが占めているところでございます。これも年度後半に向かって下がっていくんですけれども、3月ぐらいにはまた回復していくというようなカーブでございます。

最後が③地域型保育事業の欠員ですが、こちらは最初、全然いなかったんです。制度が平成27年に始まったんですけれども、欠員ゼロが続いていたんですけれども、令和2年から欠員が急増しまして、今もほとんど0歳児は、もう年度前半は埋まらないような状況になっております。だんだん下がって行って、こちらは年度後半になっても横ばいになるという形で、空きが回復するようなことはあまりないという傾向でございます。

こうした全体の状況を踏まえまして、各地域別の定員数を検討しております。定員減の基本的な考え方ですけれども、今見ていただいたように、0歳の欠員が非常に多いことから0歳児定員を中心に定員減を検討

してございます。

先ほどの資料1に戻っていただきたいんですけども、先ほど加藤会長からもお話のございました玉川地域ですけれども、こちらについては今後の区立の再整備計画がございまして、こちらの計画ですとか、あとは表の上から6行目の、令和5年7月に統合しました等々力中央保育園の定員減が非常に多くなっております。これは2つの園を統合して、そのままの人数で引き継いでいたものを適正な定員に戻していくということで、ここの特に1歳、2歳の定員減が非常に多くなっているところでございます。

あと、私立保育園の定員減については、各園のやっぱり職員体制ですとか、先ほどもあった保育士の確保の状況ですとか、経営判断というものもございまして、それらを踏まえて、区との協議によって、基本的には私立園のお出しいただいているものをそのまま、多少の増減はあるんですけども、認めているという状況でございます。

年度前半の欠員が増加して、年度の途中で入園が厳しくなっているという〇〇委員からの御指摘もございましたが、そちらも区としては認識はしているところでございます。ただ、施設の定員が埋まりにくくなっている状況がございまして、保育所管の考え方としましては、欠員と待機児童の状況を勘案しつつ、難しいところのバランスを取っている状況でございまして、区立の定員減を私立や認証保育所等に振り分けるというような形を取りたいと思っております。

また、先ほども報告がございましたが、年度当初の欠員を活用した預かりの施策等も併せながら、保育園を希望されている家庭の支援を継続してまいりたいというのが考えでございます。

御説明は以上でございます。

加藤（悦）会長      ありがとうございます。根拠資料として、全体としての欠員数の推移と、あとは、私立園に関しては経営の状況なんかも踏まえて定員を御提案いただいたことを反映させているということでした。

いかがでしょうか。御質問ございますでしょうか。

委員      御説明ありがとうございます。ぜひ、先ほどの一時保育の定員が減った場所を増やしていただいて、途中での方の補完に当たっていただければなというふうに思っております。

委員      何度もすみません。この法人さんの中で、杉の子保育会さんが全部で8つ出してきていて、これは法人さんに向けてだとは思んですけども、すごく多いところかなと思います。世田谷にある園のうちの、ほぼ全部ではないか。2園ぐらいは少ないけれども、かなりのところで定員

減になっているんですけれども、これはそういう法人の経営方針で、それを受け入れているという感じなのでしょう。

事務局

御質問ありがとうございます。杉の子保育会については区内でやられている法人さんとして、区の考えも結構いろいろ聞いてくださる法人なんですけれども、まず、閉園を予定されている園というものがございまして、国有地にある園なんですけれども、それを返していかなきゃいけないというような事情もあるので、そういうところについては段階的に定員を減らしている。あとは、烏山については一時保育室を別棟に建てていまして、それで空いたスペースを定員弾力化をしているところを認可定員に合わせるということで増減をしていて、全体的には減になっているところもあるんですけれども、そういった法人のお考えで、プラス・マイナスを考えて、こちらも協議をしながら、例えば1歳はもう少し増やせないでしょうかというような折衝をしながら、この人数に落ち着いているという事情もございます。

委員

ありがとうございます。

委員

追加資料、ありがとうございました。

基本的に、今、定員割れをしている0歳児というところで、私立園の運営状況と保育士充足状況が安定するのだったら、ちょうど認可、認証、全ての認定制度に関わってきた20年代後半からの渡しですので、ぎりぎりの定員ですね。基準に対して、非常に多い定員を設定してもらっていた現状があったと思うんです。そのことを考えますと、今言ったような経営問題と保育園の問題と一時保育のゆとりが確保されるのなら、やはり今は定員を減していった、次の政策に進むべき時期かなと思っております。なので、そういう意味では賛成したいなと考えております。逆に、いい環境になるかなと思います。

委員

ちょっと、ここで言うことなのか、この議題に対してなのかは、ごめんなさい、それてしまうかもしれないんですけれども、保育士さんがなかなか確保できないという話を聞くと、それは、こんなに給料が安ければ、ならないよねというのが区民としてはみんな言っているところで、国家資格があるのにこんなに給料が安くて、しかも男性が一家を——今は男女と言ってはだめなのか。でも、家庭を持つぐらいの給料が頂けない。幼稚園もそうだと思うんですけれども。知り合いに聞くと、世田谷区ではないですけれども、その幼稚園の募集の資格が実家から通うことという幼稚園があって、なぜかという、そこまで給料が渡せないからという理由だったんですって。何年前か分からないんですが。

保育士さんのいろんな教育とかもあるけれども、これだけ給料が安く

て余裕がないと、質の確保をできるわけがないし、給料が、1000円とかではなくて、2倍ぐらいにしてあげれば、もっと人が集まるし、そうすれば、いい人がどんどん集まれば、もっと倍率が高くなれば質だって向上するし、余裕ができれば子どもの人権も守られると思うので。

これをここで話すことなのか、誰に言えばいいのか本当分からないんですが、国全体としてということだと思えるんですけども、給料をもっともっと上げられないですかねって思います。

事務局

ありがとうございます。保育士の処遇改善については、区でも区の単独経費という形で、補助を受けずに処遇改善というのはやっているんですけども、本当に多少の金額という形になっておりますし、あと、宿舍借上げ事業を国と都でやっているんですが、年々要件が厳しくなってきたという状況もありますので、国や都に対しては会議の場とかでもそういった発言はしておりますので、引き続き全国的な問題ということで区からも発信してまいりたいと思います。

委員

ありがとうございます。

加藤（悦）会長

それでは、よろしいでしょうか。世田谷は本当に待機児解消と、あと保育の活動をいかに維持し、高めていくかということで取り組んでこられましたので、今回この件を通していろいろ御質問いただきまして、いろいろ深まった点があると思います。ありがとうございました。

それでは、この利用定員の設定について御承認いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間が超過してしまいましたけれども、全ての議事が終了いたしました。ありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。

嶋津課長

加藤会長、進行ありがとうございました。また、本日、皆様の貴重な御意見をたくさんいただきまして誠にありがとうございました。

事務局から2点事務連絡をさせていただきます。

本会議の議事録につきましては、整い次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきましては、御自身の発言部分を御確認いただいて、修正がございましたら事務局まで御連絡をいただきたいと思います。その後、区ホームページで本日の資料とともに公開といった形を取らせていただきます。

事務局から事務連絡の2点目でございますが、次回の子ども・子育て会議の日程でございます。次第の一番下に記載しておりますとおり、第4回の会議を、年度末後半でこちらも恐縮ですが、3月27日水曜日の午

前9時半から開催したいと考えております。委員の皆様につきましては、また事前に日程調整に御協力いただきまして本当にありがとうございました。時期が近づきましたら、会場を含めまして、また改めて御案内をさせていただきます。

それでは、本日の会議につきましては以上をもちまして終了とさせていただきます。令和5年度第3回世田谷区子ども・子育て会議を閉会いたします。本日は、皆様、誠にありがとうございました。